



『論語正義』 訳注：「顔淵篇十二」（四）

メタデータ	言語: ja 出版者: 公開日: 2011-12-16 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 平木, 康平 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.24729/00006158

『論語正義』 訳注

——「顔淵篇第十二」(四)——

平 木 康 平

本稿は、清の劉寶楠(一七九〇—一八五五)が著した『論語正義』の訳註である。

本訳註は、本田濟・神楽岡昌俊・衣笠勝美・山口澄子・井沢耕一・大森良の各氏と平木康平とで会読した成果である。山口氏の草稿に、平木が補正を加えたもので、文責は平木にある。

すでに「先進篇第十一」(一)は、「大阪青山短期大學研究紀要第二十三号」(平成九年三月)に、「先進篇第十一」(二)は、「大阪青山短大国文第十三号」(平成九年二月)に、「先進篇第十一」(三)は、「人文学論集第十六集」(大阪府立大学人文学会、平成十年一月)に、「先進篇第十一」(四)は、「大阪府立大学紀要 人文・社会科学第四六卷」(平成十年三月)に、「先進篇第十一」(五)は、「大阪府立大学紀要 人文・社会科学第四七卷」(平成十一年三月)に、「先進篇第十一」(六)は、「大阪府立大学紀要 人文・社会科学第四八卷」(平成十二年三月)に、「顔淵篇第十二」(一)は、「人文学論集第十七集」(大阪府立大学人文学会、平成十一年二月)に、「顔淵篇第十二」(二)は、「人文学論集第十八集」(大阪府立大学人文学会、平成十二年二月)に、それぞれ掲載された。なお、「顔淵篇第十二」(三)は、「人文学論集第十九集」(大阪府立大学人文学会、平成十三年三月)に、掲載される予定である。本稿はその後を承

けるものである。

凡例

- 一 原文は南菁書院本(『皇清經解』所収)を底本とした。
- 一 『論語』本文の字体は原則として、底本の通りとした。
- 一 訳文・注では常用漢字体を使用した。
- 一 「何晏・劉寶楠解」は両者の説に基づいて『論語』本文を訓読したもの。両者の解釈が異なる場合は、それぞれに一項を立てた。
- 一 『正義』に引用されている文の中で、典拠が示されていないものはできるだけ出典を明らかにし、()の中に示した。
- 一 『正義』に引用されている文の中で、典拠の書名や篇名が通行本と異なる場合や、不足する場合は、()の中に示した。
- 一 引用文中の文字の異同は、明らかな誤字や解釈に支障を来たものを除いて割愛した。
- 一 原文は適宜区切り、段落分けを行った。
- 一 注は本文中に*印を付し、各章の後に記した。
- 一 簡単な注は訳文中に()を用いて記した。

第十三章

〔論語本文〕子曰、聽訟、吾猶人也。

〔何晏・劉寶楠解〕子曰く、訟へを聽くは、吾猶ほ人のごときなり。

〔注〕包（咸）曰く、人と等しきなり。

〔論語本文〕必也使無訟乎。

〔何晏・劉寶楠解〕必ずや訟へ無からしめんかと。

〔注〕王（肅）曰く、之を化するは前に在り。

「正義」に曰く、訟へを聽くとは、其の訟ふる所の辭を聽きて、以て曲直を判ずるを言ふなり。『周官（周禮）』「小司寇」に云ふ、「五聲を以て獄訟を聽き、民情を求む。一を辭聽と曰ふ。二を色聽と曰ふ。三を氣聽と曰ふ。四を耳聽と曰ふ。五を目聽と曰ふ」と。此れ皆な訟へを聽くの法なり。

吾猶ほ人のごとしとは、己人と同じく、但だ能く訟へを聽くのみにして、訟へを無からしむる能はざるを言ふなり。『禮記』「大學」に云ふ、「子曰く、訟へを聽くは、吾猶ほ人のごときなり。必ずや訟へ無からしめんかと。情無き者は其の辭を盡くすを得ず。大いに民志を畏れしむ」と。鄭注に、「情とは猶の實のごときなり。實無き者は、虚誕の辭多し。聖人の訟へを聽くは人と同じきのみ。必ず民の

實無き者をして、敢て其の辭を盡くさず、大いに其の心志を畏れしむれば、其の意を誠にし、敢て訟へざらしむるなり」と。

『大戴禮』「禮察篇」に、「凡そ人の知は、能く己に然るを見るも、將に然らんとするを見る能はず。禮は將に然らんとするの前に禁じ、法は己に然るの後に禁ず。是の故に、法の用は見易し。而るに礼の生ずる所爲は知り難きなり。夫の慶賞以て善を勧め、刑罰以て惡を懲らす若きは、先王此の正を執るに、堅きこと金石の如く、此の信を行ふに、順なること四時の如く、此の功に處るに、無私なること天地の如し。爾豈に顧て用ひざらんや。然るに『禮と云ひ禮と云ふ』（陽貨）と曰ふが如きは、惡を未だ萌さざるに絶ち、敬を微眇に起こし、民（正義原文「人」に作る）をして曰び善に徙りて罪より遠ざかり、自ら知らざらしむるを貴ぶなり。孔子曰く、訟へを聽くは、吾猶ほ人のごときなり。必ずや訟へ無からしめんかと。此の謂ひなり」と。

『潜夫論』「徳化篇」に、「是の故に上聖故より民事を治むるに務めずして、民心を治むるに務む。故に曰く、訟へを聽くは、吾猶ほ人のごときなり。必ずや訟へ無からしめんかと。之を導くに徳を以てし、之を齊ふるに禮を以てす。務めて其の情を厚くし、其の義を明らかにす（『潜夫論』本文および正義原文は「明則務義」に作るも、汪繼培の箋により「則務」を「其」字に改める）。民親愛すれば、則ち相害傷するの意無く、動くに義を思へば、則ち姦邪の心無し。夫れ此くの若きは、法律（正義原文「法」字を欠く）のせしむる所には非ざるなり。威刑の彊ふる所には非ざるなり。此れ乃ち教化の致す所なり」と。

二文並びに、訟へ無きは徳教に由るを言ふ。此れ最も是れ能くし難

し。正だ「殘に勝ち殺を去る」が如きは、必ず百年を俟つ（子路）。「王者必ず世にして後に仁なり」（子路）。皆な須く歳年を以てすべし。一朝にして能くすべき者には非ず。故に祇だ必ずやと言ひ、以て之を期す。

顔師古『漢書』「賈誼傳」注に、「言ふところは、吾をして訟へを聽かしむるも、衆人と等し。然れども能く先に徳義を以て之を化すれば、其れをして訟へ無からしめん」と。又た「酷吏傳」注に、「言ふところは、我をして獄訟を聽かしむるも（正義原文「聽」字を欠く）、猶ほ凡人のごときのみ。然れども政を立て徳を施せば、則ち能く其れをして争訟を絶たしめん」と。並びに無訟を以て、夫子自ら許すと爲し、聖意を失す。

注の「與人等」。

「正義」に曰く、訟へを聽くは、吾人と同じくして、異能異法無きを言ふなり。『史記』「孔子世家」に云ふ、「孔子位に在りて訟へを聽くに、文辭に人と共にすべき者有り。獨り有せざるなり」と。是れ人と等しきこと知るべし。

第十四章

〔論語本文〕子張問政。子曰、居之無倦、行之以忠。

〔何晏・劉寶楠解〕子張政を問ふ。子曰く、之に居りては倦む無く、之を行ひては忠を以てすと。

〔注〕王（肅）曰く、爲政の道を言ふ。之を身に居くに懈倦するを得る無く、之を民に行ふに必ず忠信を以てす。

「正義」に曰く、『北堂書鈔』三十六（「勤官」）引く鄭（玄）の此の注に云ふ、「身は正位に居りて懈倦すべからず」と（北堂書鈔原文は「卷」を「倦」に作るが、正義の文脈にしたがえば「卷」字でなければならぬ）。是れ鄭は「居」を以て位に居ると爲す。「卷」は即ち「倦」の省きなり。『（經典）釋文』云ふ、「倦、亦た券に作る」と（釋文原文は「券」を「卷」に作るが、ここも正義の文脈にしたがえば「券」字でなければならぬ）。鄭君（司農）（『周禮』）「考工記（・鮑人）」の注に、「券」は今の「倦」字なりとす。疑ふらくは『書鈔』引く所の鄭注は、本と是れ「懈券」ならん。轉写して「懈卷」に作るなり。

『詩』「假樂」に云ふ、「位に懈らず。民の暨ふ攸」と（詩原文は「懈」を「解」に作るが、正義の文脈にしたがえば「懈」字でなければならぬ）。『管子』「形勢解」に、「解情簡慢、之を以て主に事ふれば、則ち忠ならず。之を以て事を起せば、則ち成らず」と。

注の「行之於民、必以忠信」。

「正義」に曰く、『大戴禮』「子張問入官」に云ふ、「故に先んずるに身を以てせざれば、行ふと雖も必ず鄰るるなり。道を以て之を御せざれば、服すと雖も必ず強ふるなり。故に忠信に非ざれば、則ち以

て親を百姓に取るべき無し。外内相應ぜざれば、則ち信を取るべき者無し」と。

第十五章

〔論語本文〕子曰、博學於文、約之以禮。亦可以弗畔矣夫。

〔何晏・劉寶楠解〕子曰く、博く文を學び、之を約するに禮を以てす。

亦た以て畔かざるべきかなと。

〔注〕鄭（玄）曰く、畔かざるとは、道に違はざるなり。

〔正義〕に曰く、『（經典）釋文』に云ふ、「『博學於文』、一本『君子博學於文』に作る」と。案ずるに、皇（侃）本に「君子」有り。皆な前篇（*）に因りて誤りを致す。

*前篇とは、「雍也」篇をさす。この章と同じ文がみえ、「博學」の前に「君子」の二字がある。

第十六章

〔論語本文〕子曰、君子成人之美、不成人之惡。小人反是。

〔何晏・劉寶楠解〕子曰く、君子人の美を成し、人の惡を成さず。小人是に反すと。

〔正義〕に曰く、『穀梁（傳）』隱（公）元年傳に、「春秋は人の美を成し、人の惡を成さず」と。『大戴禮』「曾子立事篇」に、「君子は己善にして、亦た人の善を樂しむなり。己能くして、亦た人の能くするを樂しむなり。君子は人の過を説ばずして、人の美を成す。往者を存し、來者を在らかにす。朝に過有りて、夕べに改むれば、則ち之を與す。夕べに過有りて、朝に改むれば、則ち之を與す」と。孔氏廣森『（大戴禮）補注』に、「彼の過有る者、方に人の非議を畏る。我從ひて之が辭説を爲せば、則ち彼將に改むるに意無からんとす。是れ人の過（正義原文「過」を「惡」に作る）を成すなり。故に君子爲さず」と。

第十七章

〔論語本文〕季康子問政於孔子。孔子對曰、政者正也。子帥以正、孰敢不正。

〔何晏・劉寶楠解〕季康子政を孔子に問ふ。孔子對へて曰く、政は正なり。子帥るるに正を以てせば、孰か敢て正

しからざらんと。

〔注〕鄭(玄)曰く、康子は魯の上卿、諸臣の帥なり。

「正義」に曰く、子帥あるに正を以てすとは、趙岐『孟子章指』
『史記』「平津侯主父列傳贊」に此の文を引き、並びに「子率
而正」に作る。皇(侃)本は亦た「而正」に作る。『説文』(糸部)
に、「縫は先んじて道くなり」と。經傳省きて率に作り、段借し
て帥に作る。帥は巾を佩ぶるにして、別の一義なり。

『大戴禮』「哀公問(於孔子)篇」に、「公曰く、敢て問ふ、何を
謂ひて政と爲すやと。孔子對へて曰く、政は正なり。君正を爲せば、
則ち百姓政に従ふ。君の爲す所は、百姓の従ふ所なり。君の爲さ
ざる所は、百姓何ぞ従はんや」と。又た「主言篇」(正義原文「王
言篇」に誤る)に、「上なる者は民の表なり。表正しければ、則
ち何物か正しからざらん。故に君先づ仁に立てば、則ち大夫は忠に、
士は信じ、民は敦く、工は璞に(正義原文「璞」を「撲」に作る)、
商は慤しみ、女は懂に、婦は空空たり(正義原文「空空」を「慤慤」
に作る)」と。

並びに此の章の義と相發す。

注の「康子魯上卿、諸臣之帥也」。

「正義」に曰く、魯に三卿有り。季孫司徒爲り、是れ上卿なり。
故に諸臣の帥爲り。言ふところは、此の者諸臣を帥るるに、同じ正
に歸するに明らかなれば、百姓孰か敢て正しからざらんや。『史
記』「平津侯主父列傳贊」に、「夫れ三公は百寮の率、萬民の表なり。

未だ直表を樹てて、曲影を得る者有らざるなり」と。即ち此の注の義
なり。

第十八章

〔論語本文〕季康子患盜。問於孔子。孔子對曰、苟子之不欲、雖賞之
不竊。

〔何晏・劉寶楠解〕季康子盜を患ふ。孔子に問ふ。孔子對へて曰く、
苟しくも子の欲せざれば、之を賞すと雖も竊まざ
らんと。

〔注〕孔(安國)曰く、欲とは情慾多きなり。言ふところは、民上
に化さるるには、其の令に従はずして、其の好む所に従ふ。

「正義」に曰く、『説文』(次部)に云ふ、「盜は私かに物を利す
るなり」と。『左(傳)』文(公)十八年傳に、「賄を竊むを盜と爲
す」と。康子の時に當りて、魯國に盜多し。故に康子之を患ふ。
之を賞すと雖も竊まざらんとは、『説文』(貝部)に、「賞とは功
有るに賜ふなり」と。盜の中より出づるを竊と曰ふ。上には盜と言ひ、
此には竊と言ひ、互ひに相訓するなり。

『説苑』「貴德篇」に、「周の天子家父毛伯をして金を諸侯に
求めしむ。『春秋』之を譏る。故に天子利を好めば、則ち諸侯貪る。

諸侯貪れば、則ち大夫鄙し。大夫鄙しければ、則ち庶人盗む。上の下を變ずるや、猶ほ風の草を靡かすがごときなり」と。

然らば則ち、民の竊盜は、正に上の多欲に由る。故に夫子不欲を以て康子を勸めしむるなり。

『荀子』「君子篇」に、「聖王上に在りて、分義下に行はるれば、則ち士大夫に流淫の行無く、百吏官人（正義原文「官人」を「庶人」に作る）に怠慢の事無く、衆庶百姓に姦怪の俗無く、盜賊の罪無く、敢て大上の禁を犯す莫し。天下曉然として、夫の盜竊の人以て富を爲すべからざるを知るなり。皆な夫の賊害の人以て壽を爲すべからざるを知るなり。皆な夫の上の禁を犯すもの以て安を爲すべからざるを知るなり。其の道に由れば、則ち人其の好む所を得。其の道に由らざれば、則ち必ず其の惡む所に遇ふ。是の故に、刑罰禁めて省かるれば、威行流るるが如し」と。

此の章の義と相發す。

張栻『論語解』、張橫渠を引きて曰く、「假設子の欲せざるの物を以て子に賞して竊ましむるも、子必ず竊まざらん。故に政を爲す者は、民を足らすを先にし、民をして足らざる所無からしむれば、則ち欲すべきを見ずして、盗心息まん。蓋し盜は之を欲して足らざるに生ず。之をして此に足らしむれば、則ち彼を欲せず。此れ古人盜を弭むの原なり」と。

案するに、此の説は即ち『孟子』（「盡心上」）の「民に菽粟有ること、水火の如くすれば、焉んぞ不仁有らんや」の意なり。義に於て亦た通ず。

皇（侃）本、「不欲」の上に「之」字無し。

注の「欲多」より「所好」に至るまで。

「正義」に曰く、欲は情より生ず。故に『説文』（心部）に云ふ、「情は人の陰氣にして欲有る者なり」と。慾字は『説文』載せず。此に情慾と云ふは、俗に従ひて之を作す。邢（昺）疏に云ふ、「『大學』に曰く、『堯・舜天下を率ゐるに仁を以てし、民之に従ふ。桀・紂天下を率ゐるに暴を以てし、民之に従ふ。其の令する所、其の好む所に反せば、民従はず」と。注に云ふ、「言ふところは、民は君の行ひに化するなり。君若し貨を好めば、民の財利に淫るを禁ずるも、正す能はざるなり」と。（『禮記』「緇衣篇」に亦た云ふ、『下の上に事ふるや、其の令する所に従はず、其の行ふ所に従ふ。上の物を好めば、下必ず甚だしき者有らん』）と。

第十九章

〔論語本文〕季康子問政於孔子曰、如殺無道以就有道、何如。

〔何晏・劉寶楠解〕季康子 政を孔子に問ひて曰く、如し無道を殺して以て有道を就すは、何如と。

〔注〕孔（安國）曰く、就は成なり。多く殺して以て姦を止めんと欲す。

〔論語本文〕孔子對曰、子爲政。焉用殺。子欲善而民善矣。君子之徳

風、小人之徳草。草上之風、必偃。

〔何晏・劉寶補解〕孔子對へて曰く、子は政を爲すに、焉んぞ殺を用ひん。子善を欲せば民善ならん。君子の

徳は風、小人の徳は草。草之に風を上ふれば、必ず偃すと。

〔注〕孔曰く、亦た康子をして先づ自ら正さしめんと欲するなり。偃は仆なり。草に加ふるに風を以てすれば、仆れざる者無し。猶ほ民の上に化さるるが如し。

「正義」に曰く、『説文』（殺部）に、「殺は戮なり」と。『釋名』「喪制」に云ふ、「人を罪するを殺と曰ふ。殺は竄なり。之を埋竄して復たび見はれざらしむるなり」と。

子は政を爲すに、焉んぞ殺を用ひんとは、言ふところは、子政を爲すに、當に徳を以て民を化すべくして、當に先に殺を用ふべからざるなり。

『説苑』「政理篇」に此の經を引き之を説きて曰く、「王者は其の徳を尚び、其の刑を希にす（正義原文「希」を「布」に作る）。覇者は刑・徳並び湊め、國を彊くするに刑を先にし徳を後にす」と。

『鹽鐵論』「疾貪篇」に、「百姓治まらざるは有司の罪なり。

『春秋』の刺議は庶人に及ばず。其の率を責むるなり」と。又云ふ、「政教闡くして著はれず、百姓顛蹶して扶けられざるは、猶ほ赤子の井に臨まんとするに、其の入るるを聴すがごときなり。此の若くんば、則ち何を以てか民の父母爲らん。故に君子は教に急にして、刑に緩なり」と。又た「申韓篇」に、「良吏を責ぶ所は、其の惡を未だ萌

さざるに絶ち、之をして非を爲さざらしむるを責べばなり。其の之を囹圄に拘へ、之を刑殺するを責ぶには非ざるなり」と。

皆な民の上爲るもの、殺を用ふるを責ばざるを言ふなり。

子善を欲せば民善ならんとは、言ふところは、子苟も善を欲せば、無道の民と雖も、亦た化して善を爲す。復た申ねて必ずしも殺の效を用ひざるを言ふなり。

賈誼『新書』「大政」下に云ふ、「王者に政を易ふる有りて國を易ふる無し。吏を易ふる有りて民を易ふる無し。故に是の國に因りてや、安を爲し、是の民に因りてや、治を爲す」と。又云ふ、「故に君能く善を爲せば、則ち吏必ず能く善を爲さん。吏能く善を爲せば、則ち民必ず能く善を爲さん」と。

是れ其の義なり。

君子の徳は風、小人の徳は草とは、邢（昺）疏に、「此れ康子の爲めに譬へを設くるなり。上に在る君子の政を爲すの徳は風の如く、下に在る小人の化に従ふの徳は草の如し」と。『韓詩外傳』に、「傳に曰く、魯に父子の訟ふる者有りて、康子之を殺さんと欲す。孔子曰く、未だ殺すべからざるなり。夫れ民不善を爲すは、則ち是れ上其の道を失すればなり。上之に教を陳きて先んじて之を服すれば、則ち百姓風に從はん」と。疑ふらくは、父子の訟ふるは、即ち此れ康子指す所の無道の事ならん。然るに、『荀子』「宥坐」は則ち夫子司寇爲るの時に在るとす。傳聞辭を異にするも（『公羊傳』「隱公」元年）、要は亦た此の文の合證爲るなり。

皇本、「徳風」「徳草」の下に、並びに「也」字有り。『（經典）釋文』に云ふ、「尚』、本或ひは『上』に作る」と。案ずるに、『孟子』「滕文公篇」（上）、亦た「尚』に作る。

注の「偃仆」より「於上」に至るまで。

「正義」に曰く、趙（岐）注『孟子』に云ふ、「偃は伏なり」と。仆・伏は義同じ。趙云ふ、「尚は加なり。風を以て草に加ふれば、偃伏せざる莫きなり」と。此の注に云ふ、草に加ふるに風を以てすと。亦た上を訓じて加と爲すなり。

『説苑』「君道篇」に、「夫れ上の下を化するや、猶ほ風の草を靡かすがごとし。東風あれば、則ち草靡きて西し、西風あれば、則ち草靡きて東す」と。

第二十章

〔論語本文〕子張問。士何如斯可謂之達矣。子曰、何哉、爾所謂達者。子張對曰、在邦必聞、在家必聞。

〔何晏・劉寶楠解〕子張問ふ。士何如なれば斯ち之を達と謂ふべきと。子曰、何ぞや、爾の所謂達なる者は。子張對へて曰く、邦に在りても必ず聞こへ、家に在りても必ず聞こゆと。

〔注〕鄭（玄）曰く、言ふところは、士の在る所、皆な能く名譽有り。

〔論語本文〕子曰、是聞也。非達也。夫達也者、質直而好義、察言而觀色、慮以下人。

〔何晏・劉寶楠解〕子曰く、是れ聞なり。達に非ざるなり。夫れ達なる者は、質直にして義を好み、言を察して色を觀、慮して以て人に下る。

〔注〕馬（融）曰く、常に謙退の志有り。言語を察し、顔色を見、其の欲する所を知らんとす。其の知慮常に以て人に下らんと欲す。

〔論語本文〕在邦必達、在家必達。

〔何晏・劉寶楠解〕邦に在りても必ず達し、家に在りても必ず達す。

〔注〕馬曰く、謙尊して光き、卑くして踰ゆべからず。

〔論語本文〕夫聞也者、色取仁而行達、居之不疑。

〔何晏・劉寶楠解〕夫れ聞なる者は、色に仁を取りて行ひは違ひ、之に居りて疑はず。

〔注〕馬曰く、此れ佞人の仁者の色を假るを言ふ。之を行へば則ち違ふも、安んじて其の偽に居りて自ら疑はず。

〔論語本文〕 在邦必聞、在家必聞。

〔何晏・劉寶楠解〕 邦に在りても必ず聞こへ、家に在りても必ず聞こ

ゆと。

〔注〕 馬曰く、佞人の黨多し。

「正義」に曰く、達とは通なり。人に處し己に處するの道に通ずるなり。故に之を行ひて達阻する所無し。所謂、忠信篤敬は蠻貊にも行はるるは（衛靈公）、即ち達の義なり。

邦に在り、家に在りとは、士の邦家に仕ふる者を謂ふなり。

質直にして義を好むとは、達者の人と爲り、樸質正直にして、事を行ふに義を好むを知るを謂ふなり。

言を察して色を觀、慮りて以て人に下るとは、言ふところは、心に敬畏を存し、敢て人に忤慢ならざるなり。此の如くんば、則ち往く攸成な宜しく、名譽を求めずと雖も、名必ず之に歸す。

『大戴禮』「曾子制言」上に、「弟子 曾子に問ひて曰く、夫れ士は何如なれば則ち以て達と爲すべきかと。曾子曰く、能くせざれば則ち學び、疑へば則ち問ひ、行はんと欲すれば則ち賢に比し、險道有りと雖も、循行するは達なり。今の弟子は人に下るを病み、賢に事ふるを知らず、知らざるを恥ぢて又た問はず、作さんと欲すれば則ち其の知足らず。是を以て惑闇にして其の世を終ふるのみ（大戴禮原文「惑闇」二字重出す）。是れ窮民を謂ふなり」と。

曾子の達を論ずるは、夫子と略ぼ同じ。皆な身を謹みて行ひを篤くし、聲の聞こゆるを求めざる者を謂ふなり。夫の聞の若きは、多く是れ虚偽なり。故に仁の美德を以て色に之を取り、其の行ひの違ふを顧

みざるなり。身仁に居るとし、疑ふ所無きが若きなり。此の如くして以て名譽を得たる、是れを之れ、聞と謂ふ。

『荀子』「宥坐篇」に、「孔子魯の攝相と爲り、朝すること七日にして少正卯を誅す。門人進み問ひて曰く、夫の少正卯は魯の聞人なり。夫子政を爲し、始めに之を誅せば、失無きを得んやと。孔子曰く、人に惡なる者五有り。而るに盜竊は焉に與らず。一に曰く、心達にして險。二に曰く、行辟にして堅。三に曰く、言僞にして辯、四に曰く、醜を記して博。五に曰く、非に順ひて澤。此の五者、一つとして人に有れば、則ち君子の誅を免るるを得ず。而るに少正卯は兼ねて之れ有り。故に居處以て徒を聚め羣を成すに足る。言談以て邪を飾り衆を營はすに足る。強以て是に反して獨足するに足る。此れ小人の桀雄なり。誅せざるべからざるなり」と。

此を觀れば、則ち聞は乃ち聖人の深く惡む所なり。

『漢書』「王莽傳贊」に、「王莽始め外戚より起ち、節を折りて力行し、以て名譽を要む。宗族 孝と稱し、師友 仁に歸す。其の位に居りて政を輔くるに及びて、成・哀の際、國家に勤勞し、直道にして行ひ、動もすれば稱述せらる。豈に所謂、家に在りても必ず聞こえ、國に在りても必ず聞こえ、色にして仁を取り、行ひ違ふ者なるかな」と。

以ふに莽は之れ姦邪にして、亦た是れ好みて聞人と爲る。故に讒説殄行、朕師を震驚するを免れざるなり。子張は堂堂たるも、與に仁を爲し難し（子張）。夫子其の仁に於て 亦た是れ色に取るを恐る。故に聞者に於て、亟に之を斥く。且つ其の聞を以て即ち達と爲すを恐るるなり。

皇本、「夫達」「夫聞」の下に「也」字無し。

注の「常有」より「下人」に至るまで。

「正義」に曰く、謙退とは、言ふところは、達者は常に謙退の志有り。故に能く言を察し色を觀、更に人に下るなり。其の欲する所を知らんとすとは、言ふところは、人に於て既に察し觀て之を知れば、當に情に順ひて以て施すべきなり。志慮とは志の慮る所なり（*）。言を察し色を觀、敢て人に加ふる有らず。是れ常に以て人に下らんと欲するなり。所謂、「君子は衆寡と無く、小大と無く、敢て慢ること無き」（堯曰）者なり。

兪氏榘『（羣經）平議』に云ふ、「按ずるに、『廣雅』〈釋訓〉に曰く、『無慮は都凡なり』と。『漢書』〈食貨志〉（下）に曰く、『天下 大氏無慮にして皆な金錢を鑄す』と。無慮と大氏と同じ。古人自ら複語有るのみ。亦た或ひは止だ慮と言ふ。〈賈誼傳〉に、『慮^{おぼ}ね帝制して天子として自ら爲さざる者無し』と。慮は即ち無慮、亦た猶ほ大氏のごときなり。『慮以下人』の慮は、乃ち無慮の慮なり。言ふところは、言を察し色を觀、大氏以て人に下るなり。馬（融）の志慮を以て之を説くは是に非ず。『大元（太玄經）』〈元瑩（太玄瑩）篇〉に、『故に君子は内正しくして外馴れ、毎に以て人に下る』と。其の句法は即ち之を此に本づけり」と。

案ずるに、兪氏甚だ是なり。然るに馬注亦た未だ誤りならず。此れ當に並び存すべし。

注の「謙尊而光、卑而不可踰」。

「正義」に曰く、此れ『易』「謙卦」の象辭なり。尊とは卑約なり。（『禮記』）「曲禮」（上）に云ふ、「故に君子は恭敬にして節に擯き、退讓にして以て禮を明らかにす」と。『荀子』「仲尼篇」に、「恭敬にして傳なり」と。楊倞注に、「傳と擯と同じ。卑退なり」と。尊・擯・傳は音・義並びに同じ。

注の「佞人黨多」。

「正義」に曰く、此れ邦家にも必ず聞こゆるの故を解するなり。言ふところは、稱譽する所の者は、皆な是れ佞黨なり。君子の若きは、則ち衆好むも必ず察し、惑はす所と爲るを致さざるなり。顔師古（『漢書』）「王莽傳」注に、「朋黨比周す。故に能く家に在りても邦に在りても、皆な名譽有り」と。即ち馬義に本づく。

*注の「知慮」、一本「志慮」に作る。

第二十一章

〔論語本文〕樊遲從遊於舞雩之下。

〔何晏・劉寶楠解〕樊遲從ひて舞雩の下に遊ぶ。

〔注〕包（咸）曰く、舞雩の處に壇壇の樹木有り。故に下に遊ぶべし。

〔論語本文〕曰、敢問崇徳脩慝辨惑。

〔何晏・劉寶楠解〕曰く、敢へて徳を崇くし、慝を脩め惑ひを辨せんことを問ふと。

〔注〕孔(安國)曰く、慝は惡なり。脩は治なり。惡を治めて善を爲すなり。

〔論語本文〕子曰、善哉問。先事後得。非崇徳與。

〔何晏・劉寶楠解〕子曰く、善いかな、問ふこと。事を先にし得るを後にす。徳を崇くするに非ずや。

〔注〕孔(安國)曰く、先に事に勞め、然る後報を得るなり。

〔論語本文〕攻其惡、無攻人之惡。非脩慝與。一朝之忿、忘其身以及其親。非惑與。

〔何晏・劉寶楠解〕其の惡を攻め、人の惡を攻むる無きは、慝を脩むるに非ずや。一朝の忿り、其の身を忘れて以て其の親に及ぼすは、惑ひに非ずや。

〔正義〕に曰く、舞雩の下と言ふは、明らけし、時に魯の雩祭あり、樊遲 夫子に従ひ、往きて其の下に遊ぶなり。

徳を崇び、慝を脩め、惑ひを辨ずとは、此れ當に是れ雩の禱りの辭なり。徳・慝・惑を以て韻を爲す。湯の桑林に禱るに、六事を以て自ら責むるが如きなり(＊)。

其の惡を攻めて、人の惡を攻むる無しとは、攻は猶ほ責のごときなり。『春秋繁露』「仁義法篇」に此の文を解して謂ふ、「君子は仁を以て人を治め、義もて吾を治む(一)「治」字、正義原文「造」に作る)。所謂『躬自ら厚くして、薄く外を責むる』なり(衛靈公。論語原文「外」を「人」に作る。正義原文は「外」に作る)」と。

忿とは、『廣雅』「釋詁」に云ふ、「怒なり」と。以て其の親に及ぶとは、『春秋』桓(公)二年に、「宋督 其の君の與夷を弑して、其の大夫の孔父に及ぶ」と。『公羊傳』に云ふ、「及とは何ぞや。累なり」と。

〔論衡〕「明雩篇」に、「樊遲 從ひ遊ぶに、雩に感じて問ふ。魯の徳を崇くする能はずして、徒らに雩するを刺るなり」と。戴氏望

『論語注』に云ふ、「『春秋』昭(公)廿五年に、『秋七月上辛、大雩す。季辛、又た雩す』と。『(公羊)傳』に曰く、『又た雩すとは、雩に非ざるなり。衆を聚めて以て季氏を逐はんとするなり』と。樊

遲 從ひ遊ぶに、昭公齊に孫るの事に感有りて、因りて以て問ひを發す。事は勤なり。先に賢者を求むるに勤め、之に任ずるに政を以てすれば、乃ち能く民を得。昭公 子家羈を用ひずして、民を失し政を失し、以て出奔するを致す。是れ徳を崇くする能はざるなり。

(『公羊傳』昭公二十五年に、)『子家駒曰く、諸侯 天子を僭み、大夫 諸侯を僭むと。公曰く、吾 何をか僭まんや』と。是れ人の惡を

攻めて、其の惡を攻むるを知らざるなり。(又た同『公羊傳』に、)『昭公 其の言に従はずして、終に之を弑せんとして敗る。走りて

齊に之く」と。是れ一朝の忿に忍びず、身を忘れて以て宗廟に及ぼす、惑ひの甚だしきなり。時に哀公亦た三家を去らんと欲す。故に其の辭を微にして以て其の事を危ぶむなり」と。

案ずるに、戴氏の此の説、之を宋氏翔鳳『發微(論語說義)』に本づけり。『論衡』の魯を刺るの義と極めて合す。

皇本、「無攻人之惡」、「無」を「毋」に作る。

注の「舞雩之處有壇樹木」。

「正義」に曰く、『禮(記)』『祭法』注に云ふ、「土を封ずるを壇と曰ひ、地を除ふを壇と曰ふ」と。又た(同「祭法」の)「雩宗」の注に云ふ、「水旱の壇なり」と。(『禮記』『月令』の「雩帝」の注に云ふ、「壇を南郊の旁に爲る」と。『水經』『泗水』の注に、魯の雩壇、高さ三丈、魯縣の故城南、雩門の外に在りと言ふ。此の注兼ねて壇と言ふは、壇の外の平地、時に亦た除ひて之を治む。即ち壇と爲すなり。

樹木有るを知るは、『周官(周禮)』『大司徒』に言ふ、「社稷の壇を設け、之が田主を樹つるに、各おの其の野の宜しき所の木を以てす」と。社稷は是れ壇なり。宜しき所の木有り。此の雩壇に亦た當に樹木有るべきこと、知るべし。

注の「隱惡也。脩治也」。

「正義」に曰く、『左(傳)』『僖(公)十五年の傳に、「是に於て展氏に隱惡有り」と。杜(預)注に、「隱惡なり。法の得る所に非ず」

と。『周官(周禮)』『環人』に、「軍憲を察す」と。注に、「隱は陰姦なり」と。

脩と修と同じ。『廣雅』『釋詁』に、「修は治なり」と。此れ常訓なり。

注の「先勞於事、然後得報」。

「正義」に曰く、注説は非なり。後字を解して自然の辭と爲すは、尤も合せず。

*湯王之桑林の禱りについて、『論衡』には「五過」を挙げ、『荀子』『公羊傳』には六事を挙げる。

■論衡・明雩

而世又稱湯以五過禱於桑林、時立得雨。

■荀子・大略

湯旱而禱曰、政不節與。使民疾與。何以不雨至斯極也。宮室榮與。婦調盛與。何以不雨至斯極也。苞直行與。讒夫興與。何以不雨至斯極也。

■公羊傳桓五年注

君親之南郊以六事謝過、自責曰、政不一與。民失職與。宮室榮與。婦調盛與。苞直行與。讒夫倡與。

第二十二章

〔論語本文〕樊遲問仁。子曰、愛人。問知。曰、知人。樊遲未達。子曰、舉直錯諸枉、能使枉者直。

〔何晏解〕樊遲 仁を問ふ。子曰く、人を愛すなりと。知を問ふ。

曰く、人を知るなりと。樊遲 未だ達せず。子曰く、直きを舉げて諸もろの枉がれるを錯つれば、能く枉がれる者をして直からしむるなりと。

〔劉寶楠解〕樊遲 仁を問ふ。子曰く、人を愛すなりと。知を問ふ。

曰く、人を知るなりと。樊遲 未だ達せず。子曰く、直きを舉げて諸を枉がれるに錯けば、能く枉がれる者をして直からしむるなりと。

〔注〕包(咸)曰く、正直の人を舉げて之を用ひ、邪枉の人を廢置すれば、則ち皆な化して直と爲るなり。

〔論語本文〕樊遲退。見子夏曰、郷也吾見於夫子、而問知。子曰、舉直錯諸枉、能使枉者直。何謂也。子夏曰、富哉言乎。

〔何晏解〕樊遲 退く。子夏に見えて曰く、郷に吾 夫子に見えて、知を問ふ。子曰く、直きを舉げて諸もろの枉がれるを錯つれば、能く枉がれる者をして直からしむるなりと。何の謂ひ

ぞやと。子夏曰く、富めるかな言やと。

〔劉寶楠解〕樊遲 退く。子夏に見えて曰く、郷に吾 夫子に見えて、知を問ふ。子曰く、直きを舉げて諸を枉がれるに錯き、能く枉がれる者をして直からしむるなりと。何の謂ひぞやと。子夏曰く、富めるかな言や。

〔注〕孔(安國)曰く、富は盛なり。

〔論語本文〕舜有天下、選於衆舉皋陶、不仁者遠矣。湯有天下、選於衆舉伊尹、不仁者遠矣。

〔何晏・劉寶楠解〕舜 天下を有つに、衆より選びて皋陶を舉げ、不仁者 遠ざかる。湯 天下を有つに、衆より選びて伊尹を舉げ、不仁者 遠ざかる。

〔注〕孔(安國)曰く、言ふところは、舜・湯 天下を有つに、衆より選擇して皋陶・伊尹を舉ぐれば、則ち不仁者 遠ざかり、仁者 至るなり。

「正義」に曰く、『大戴禮』、『主言篇』(正義原文、『王言篇』に誤る)に、「孔子曰く、仁とは人を愛するより大なるは莫し。知とは賢を知るより大なるは莫し」と。『荀子』『子道篇』(正義原文、きか「君道篇」に誤る)に子貢 夫子の問ひに對へて曰く、「知とは人を知るなり。仁とは人を愛するなり」と。是れ人を愛し人を知るは、

仁知の大用爲り。

樊遲 未だ達せずとは、宋氏翔鳳『發微(論語說義)』に云ふ、

「『書』(皋陶謨)に曰く、『人を知れば、則ち哲くして、能く人を官にす』と。世卿國を専らにしてより、其の君人を知ると雖も、人を官にする能はず。遲の未だ達せざるは、職もとら此れ之れに由る」と。

案ずるに、遲の未だ達せざれば、當に更に問ふの辭有るべし。今文無きは、略せばなり。

直きを擧げて諸を枉がれるに錯き、能く枉がれる者をして直からしむとは、言ふところは、爾の知る所の直き者を擧げ、諸を枉がれる者の上に錯げば、即ち是れ人を知るなり。

錯、『(經典)釋文』引く或本は「措」に作る。

樊遲 又た未だ夫子言ふ所の理に達せざるも、敢て復た問はず。故に退きて子夏に見えて之に告ぐるなり。

郷、皇本は「嚮」に作る。『釋文』は「郷、又た鼻に作る。同じ」とす。『說文』(日部)に云ふ、「鼻は久しからざるなり」と。久し

からずとは、日の近きを言ふなり。阮氏元『校勘記』に、「鼻は正字、嚮は俗字、郷は段借字」と。

富めるかな言や、皇本は「言」の上に「是」字有り。

鄭注(『春秋左氏傳』「文公十八年」正義引く)に云ふ、「皋陶士師と爲り、號して庭堅と曰ふ」と。案ずるに、『書』「舜典」に、皋陶に命じて曰く、「汝士と作れ」と。『孟子』「盡心篇」(上。正義原文、「萬章篇」に誤る)に、亦「皋陶士と爲る」と云ふ。

士師と名せざるなり。疑ふらくは、師の字は誤衍ならん。『周官(周禮)』に士師有り、大司寇に屬す。下大夫を以て之と爲す。

『左(傳)』「文(公)五年」の傳に、「皋陶庭堅」と。又た「十

八年」の傳に、「高陽氏に才子八人あり。庭堅有り」と。(「十八年傳」)杜(預)注に、「庭堅は即ち皋陶の字なり」と。是れ皋陶は庭堅と號するなり。

伊尹は湯の臣なり。『說文』(「人部」)の伊字の注に、「殷の聖人の阿衡にして、天下を尹治する者なり。人に從ひ尹に從ふ」と。疑ふらくは、伊は是れ氏、尹は是れ名。『說文』云ふ所の尹治とは、文に就きて之を説く。『白虎通』に顓頊・帝嚳・堯・舜は皆な聖徳有るの義を説くが若きは、是れなり。鄭(玄)『尚書』(君奭。*)に注して謂ふ、「伊尹、名は摯」と。『孫子』「用間篇」と合す。摯、名爲れば、則ち尹は字爲ること、信すべきなり。

宋氏翔鳳『發微(論語說義)』に云ふ、「子夏孔子の意は必ず堯・舜・禹・湯の君と爲りて、而る後に能く人を用ふるの道を盡くし、以て百世の法を垂るるなるを知り、故に選舉の事を言ひて云云と曰ふ。『公羊(傳)』「隱(公)元年」の何休の說に、『春秋の時に當たりて、選舉の務めを廢し、不肖を位に置く。輒あやち之を退絶すれば、以て過失を生じ、君臣忿争して出奔するに至らん。國家の昏亂する所以、社稷の危亡する所以なり。故に皆な之を録す」と。(『公羊傳』「隱(公)三年」の何休の說に、『禮に公・卿・大夫・士は皆な賢を選びて之を用ふるは、卿・大夫は任重くして職大なればなり。當に世よにすべからざるは、其の政を兼ること久しく、恩徳廣大なるが爲めなり。小人之に居れば、必ず君子の威權を奪ふ。故に尹氏世よにして王子朝を立て(『春秋』「昭公二十三年」)、齊の崔氏世よにして其の君の光を弑す(『春秋』「襄公二十五年」)。君子其の末を疾めば、則ち其の本を正さんするも、譏りを卒りに見すは、亦た造次に故無くして驅逐すべからざればなり。必ず其の過ちに因り

て卒に之を絶つ。明君は勞を案じ見て賞を授くれば、則ち衆譽功無きを進むる能はず。惡を案じ見て誅を行へば、則ち衆讒罪無きを退くる能はず」と。此れ『春秋』世卿を譏るの義なり。蓋し卿

・大夫世よなれば、則ち直きを舉げて枉がれるに錯くの法行はれず。國を有つ者、宜しく人を知らざるを以て患と爲すべし。故に子夏舜の皋陶を舉げ、湯の伊尹を舉ぐるを述ぶるは、皆な世を以てせず、賢を以てすればなりとして、以て大法を明らかにせん」とす。『漢書』

「王吉(傳)」に言ふ、『舜・湯(正義原文「堯・舜」とする)三公九卿の世を用ひずして、皋陶・伊尹を舉げ、不仁者遠ざかる。今俗吏をして子弟を任ずるを得さしむるに、率ね驕驚多く、古今に通ぜず。功を積み人を治むるに至りては、民に益無し。此れ(『詩』)『伐檀』の作らるる所爲なり。宜しく選を明らかにして賢を求め、任子の令を除くべし」と。即ち『論語』の義なり。富めるかな言やとは、富とは備なり。必ず舜の皋陶を舉げ、湯の伊尹を舉ぐるが如くして、而る後人を用ふるの法備はれり」と。

注の「擧正」より「爲直」に至るまで。

「正義」に曰く、『左(傳)』「襄(公)七年」の傳に、「直きを正すを正と爲す。曲がれるを正すを直と爲す」と。(『詩』)「小明」詩の傳に、「能く人の曲がれるを正すを直と曰ふ」と。曲とは枉なり。枉直者の正す所と爲れば、其れ必ず皆な化して直と爲ること、知るべし。

注の「言舜」より「至矣」に至るまで。

「正義」に曰く、選は擇なりとは常訓なり。不仁者遠ざかるとは、言ふところは、不仁の人自ら枉曲を知れば、皆な遠ざかり去るなり。

『左(傳)』「宣(公)十六年」の傳に、「晉侯王に請ひ、黻冕を以て士會に命じて中軍を將るせしむ。且つ大傅と爲す。是に於て晉國の盜秦に逃れ奔る。羊舌職曰く、『吾之を聞けり。禹善人を稱げて、不善の人遠ざかると。此れを之れ謂へるかな』」と。杜(預)注に、「稱は擧なり」と。

『漢書』「劉向傳」に、「向封事を上りて曰く、『故に賢人上位に在れば、則ち其の類を引きて之を朝に聚む。下位に在れば、則ち其の類と俱に進まんと思ふ。故に湯伊尹を用ひるに、不仁者遠ざかり、衆賢至りて、類もて相致すなり』」と。

即ち此の注の不仁者遠ざかり、仁者至るの義なり。其れ不仁の既に知りて遠ざかり去るもの、必ず亦た化して善を爲さん。故に能く枉がれる者をして直からしむるなり。

*鄭玄の『尚書』「君奭」注について。「君奭」篇に「伊尹、名は摯」の一文はあるが、鄭玄の注とは記さず。

第二十三章

〔論語本文〕子貢問友。子曰、忠告而善道之。不可則止。毋自辱焉。

〔何晏・劉寶楠解〕子貢友を問ふ。子曰く、忠もて告げ善もて之

を道びく。可かざれば則ち止む。自ら辱しむる母
かれと。

〔注〕包(威)曰く、忠もて告ぐとは、是非を以て之に告ぐるなり。

善道を以て之を導き、従はれざれば、則ち止む。必ず之を言へば、或ひは辱めらる。

「正義」に曰く、善を責むるは朋友の道なり。然れども可かざれば、則ち宜しく止めて復た言はざるべし。交を全くする所以にして、亦た其の羞惡の心を養ふ所以なり。之をして自ら悟らしむるなり。皇本、而の下に「以」字有り。道、「導」に作る。不可、「否」に作る。

第二十四章

〔論語本文〕曾子曰、君子以文會友、

〔何晏・劉寶楠解〕曾子曰く、君子は文を以て友を會し、

〔注〕孔(安國)曰く、友は文徳を以て合す。

〔論語本文〕以友輔仁。

〔何晏・劉寶楠解〕友を以て仁を輔くと。

〔注〕孔曰く、友は切磋の道を相け、己の仁を輔成する所以なり。

「正義」に曰く、文とは『詩』『書』『禮』『樂』を謂ふなり。文を以て友を會すとは、共に一に處りて學ぶ者を謂ふなり。『爾雅』

「釋詁」(下)に、「輔は備なり」と。之を引申して佐くの訓有り。

『禮(記)』『學記』に云ふ、「大學の教へは、時に教ふるに必ず正業有り。退息するに必ず居學有り。故に君子の學に於けるや、焉を藏し焉を修め、焉に息ひ焉に遊ぶ。夫れ然るが故に其の學に安んじて其の師に親しみ、其の友を樂しみて其の道を信ず。是を以て師輔を離ると雖も反せざるなり」と。

『說苑』『說叢篇』に、「賢師・良友 其の側に在り。『詩』『書』『禮』『樂』前に陳ぬ。棄てて不善を爲す者 鮮し」と。

注の「友以文徳合」。

「正義」に曰く、文徳とは、學ぶ所の文 皆な徳に在るを言ふなり。

『爾雅』『釋詁』(上)に、「會は合なり」と。亦た常訓なり。